

知っ得!

消費者トラブル

知らないと怖い

京都買い物語



京都市
CITY OF KYOTO

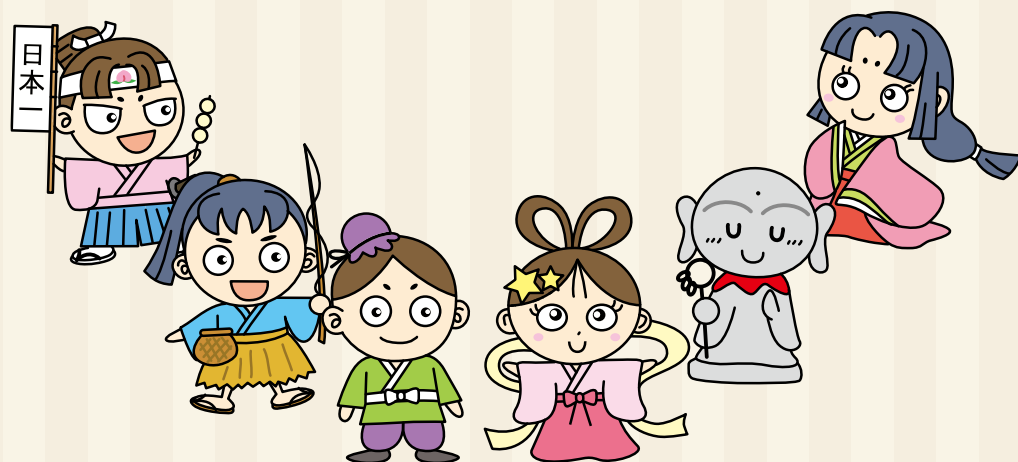
かしこい消費者をめざせ!

私たちはみんな消費者

私たちはみんな何らかの商品やサービスを消費している消費者です。日々新しい商品やサービスが提供される中、思わぬトラブルに巻き込まれることも少なくありません。そんなとき、私たちはどうすべきなのか?あるいは、そういったトラブルを回避するために、どのように行動すべきなのか?

危険はいつも怖い顔をしているとは限らず、普通の生活の中にも、なにげない顔をして潜んでいます。だから、私たちには「何かおかしい?!」と気付く力が必要です。

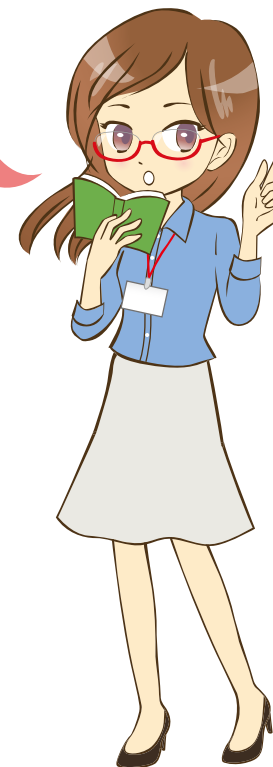
これから、その答えを導くためのヒントとなるお話をいくつかご紹介しましょう。



CONTENTS

- ① 桃太郎、「契約」について考える(契約とは?) 2
 - ② かぐや姫は罪つくり?!(マルチ商法) 6
 - ③ かさ地蔵のネット通販生活(インターネット通信販売) 8
 - ④ 浦島太郎の玉手箱トラップ(ワンクリック詐欺) 10
 - ⑤ 七夕の誓いに泣く—彦星撃沈(カードの危険) 12
- こんなトラブルにもご用心! 16
- 消費者センスを磨くには 18
- あなたの行動が、社会を変える! 20

ちょっと風変わりな
日本昔話ですが、
しばし、おつきあいください。



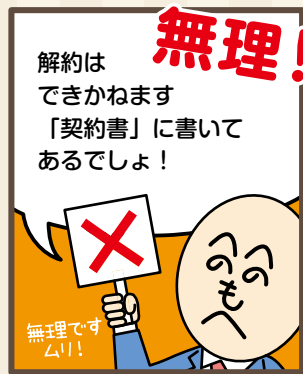
Story Teller Kisaragi Kyoko

如月 京子 (きさらぎ きょうこ)

消費生活総合センターの特別セクションに所属するスタッフ。啓発活動の一環として、消費生活に役立つ話を伝える活動をしている。趣味は朗読。好きな言葉「石橋を叩いて渡る」。

Story No. 1 桃太郎、「契約」について考える

最初に登場したのは鬼退治に行こうとしている桃太郎。どうやら鬼退治の前にお供を探しているようです。店員さんの冗舌なセールストークに、すっかり乗り気のようですが……「契約を交わす」という言葉の重要性について考えてみましょう。



「契約」とは、法的責任を伴う約束です。

「契約」とは、法的責任を伴う約束のことです。契約は自由に行えるかわりに、一旦契約するとその内容を守らなければいけません。一度「買います」と約束したら「口約束でも契約が成立」し、権利と義務が発生します。



「自分にとって必要な契約か」よく考えましょう。迷う時は断ることも大切です！

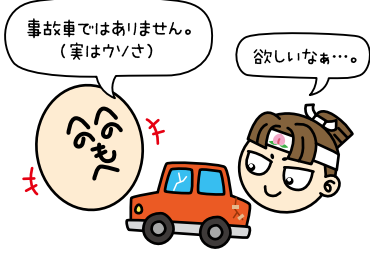
契約書にサイン・押印するときは、もう一度内容を確認しましょう。

知っ得

ただし、次のような場合は、契約をやめることができます
 契約が一旦成立すると一方的に取り消すことはできません。しかし、契約時にウソの説明がある場合や、契約後に約束が守られなかった場合など、一定の理由があるときは契約を取り消しできる場合があります。
 また、未成年者が法定代理人の同意なく契約した場合は原則として取り消せます。訪問販売などではクーリング・オフができる場合もあります。

🍑 [消費者契約法による取消し]

- 重要事項についてウソの説明をした。
- 消費者にとって有利なことだけを告げ、不利益になることを故意に告げなかった。
- 不確かな見込みを確実であるかのように断定して告げた。
- 「帰ってくれ」「帰りたい」という意思表示を無視し、長時間勧誘した。



🍑 [未成年者が契約した場合の取消し]

未成年者*が法定代理人（通常は親権者である保護者）の同意なく行った契約は、取り消すことができます。
 *未成年者：20歳未満。ただし、結婚すると成年者とみなされます。



🍑 [クーリング・オフによる契約の解除]

「クーリング・オフ」とは、契約後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。一度契約が成立すると、お互いに契約を守るのが契約の原則ですが、この原則に例外を設けたのが「クーリング・オフ」制度です。

下表のようなケースの場合、契約は無条件で解除することができます。代金を支払っている場合は返金され、事業者の負担で原状回復されます（商品の引き取り、着払いでの返送など）。



そうなんだ！

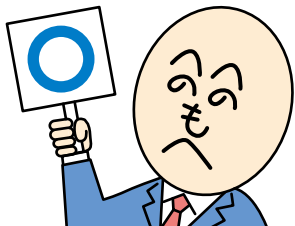
▼ クーリング・オフができる主な取引

取引内容	勧誘方法・契約内容	期間
訪問販売	自宅などへの訪問、キャッチセールス（営業所以外の場所から誘い、来訪させる）、アポイントメントセールス（販売目的を隠して誘う）	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘し、申込みを受ける。	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法（6, 7ページ参照）	20日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス（エステは1カ月、その他は2カ月を超える期間、5万円を超える金額の契約）	8日間
業務提供誘引販売取引	仕事を紹介するので収入が得られると勧誘し、仕事に必要なからといって商品やサービスを販売する。	20日間
訪問購入	自宅を訪問し、貴金属等を買取る。	8日間

※現金で3,000円未満の場合はクーリング・オフができません（訪問購入を除く）。
※期間の起算日は契約書を受け取った日を含みます。

知っ得

事業者に「この契約はクーリング・オフできない」などウソの説明をされたときや、契約書に不備がある場合などは、契約書交付日から8日（20日）を過ぎていてもクーリング・オフできます。



🍑 [クーリング・オフ通知の書き方]

クーリング・オフをするときは、郵便はがき下記の内容を記入し、**特定記録郵便**で出しましょう。

※郵便を出す前に、はがきの両面をコピーし、保管しましょう。

※クレジット契約をした場合は、クレジット会社と販売会社へ同時にクーリング・オフ通知を出す必要があります。

郵便はがき

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地

〇〇〇〇株式会社 代表者様

契約（申込み）年月日

販売会社名

担当者名

商品名

契約金額

右記の契約は解除します。

なお、支払い済みの〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇（契約者氏名を記入）

契約解除通知書

ただし！

悪質な業者の場合、クーリング・オフを申し出ても、一度支払ったお金がなかなか返金されなかったり、連絡がつかなくなって結局、返金されなかったりすることがあります。

トラブルにあわないためにも、納得できない場合は、その場で契約したり、お金を支払ったりせず、さっぱり断りましょう。

トラブルにあったときの対処法を知っておくことも大切よ！



- 契約はお互いの合意により成立します。
- いやになったからといって一方的にやめられません。
- 契約するかしないか、内容をしっかり確認しよく考えましょう。

Story No. 2 **かぐや姫は罪つくり?!**

今度は人気者のかぐや姫が、ボーイフレンドたちを巻き込んでトラブルを起こしそうな心配です。人とのつながりを悪用する「マルチ商法」や「ねずみ講」は、勧誘する側もその悪質性に気付いていない場合があります。知らずに悪質商法に加担し、最悪の場合お金も友人も失うことになります。



学生がよく被害にあう「マルチ商法」に惑わされない!

この販売方法は、「連鎖販売取引（マルチ商法）」と呼ばれ、消費者を「販売員」に勧誘し、さらにその販売員がほかの消費者を「販売員」になるように勧誘していき、次々に組織を拡大して行く、商品・サービスの取引です。

契約してしまった場合でもクーリング・オフ期間内（20日間）であれば、契約を解除することができます。

クーリング・オフ期間経過後も中途解約が可能です。



▼ **ねずみ講**

マルチ商法は商品などの販売組織であるのに対し、ねずみ講は単なる金銭配当組織である点が異なります。入会金などを払わせて組織に加入させ、先に加入していた人は、後から加入した人が払った金額から配当を受け取り、新たに加入した人は次の人を加入させるといった組織です。しかし、必ず破綻する仕組みであるため、組織を開設することや加入して勧誘することは、法律で禁止されています。

「絶対にもうかる!」などおいしい話はトラブルの始まりです。

借金をさせてまで強引に勧誘する場合もありますので要注意!

必要ないと思ったら先輩や友人であつても、はっきりと断りましょう。



Story No. 3 **かさ地蔵のネット通販生活**

実物を確認せずに購入するネットショッピングでは、届いてから「色・サイズが違う」「偽物だった」というケースが少なくありません。また「商品が届かない」というトラブルも生じています。どうやら、ネット通販を愛用しているかさ地蔵さんたちにも、ちょっとした失敗があったようです。



知っ得

通信販売にクーリング・オフ制度はありません。インターネット販売も通信販売の一つです。

インターネット取引は、事業者が相手とは限りません。相手が個人の場合は、消費者を守る特別な法律はありません。事業者を選ぶときは、サイトや広告に表示した下のようなマークも参考にしましょう!



プライバシーマーク

個人情報を適切に取り扱っていること認定された事業者が使用できます。(マークの下に事業者の登録番号が入ります。)



オンラインマーク

インターネット上で適切な取引を行うと認定された事業者のWebページ上に付けられます。(マークの右下に事業者の認証番号が入ります。)



ジャドママーク

日本通信販売協会の正会員であることを示しています。通信販売を利用する際の安心・信頼の目安となります。

そうだったのね……



通信販売取引には自己責任が求められます。

だから/

情報に不備があるショップとは取り引きしない

サイトやカタログへの販売業者の表示義務



チェックポイント!



販売業者の氏名、住所及び電話番号が表示されているか

返品に関する規定や商品に問題があった場合の取扱方法などの表示がされているか

通信販売にクーリング・オフ制度はありませんが、返品に関する表示がない場合は、商品を受け取った日から8日を経過するまでの間は、契約を解除できます。ただし、返送料は、購入者の負担となります。

海外事業者との取引におけるトラブル

サイトが日本語で表記されているため日本の事業者だと思い、安価なブランド商品販売サイトで注文したところ、海外から偽ブランド商品が届いたというトラブルがあります。不自然な日本語表記がされているときなどは注意が必要です。

また、消費者が海外の事業者に偽ブランド商品を送り返すことは、この行為自体が関税法で禁止されている「模倣品の輸出」に問われる可能性があります。

「商品を返送してくれたら返金する」と事業者に言われても、安易に応じてはいけません。

近ごろ増えてます!



知っ得

万一、トラブルにあったときは、海外の相手との取引についての専門相談窓口にも、すぐに相談しましょう。

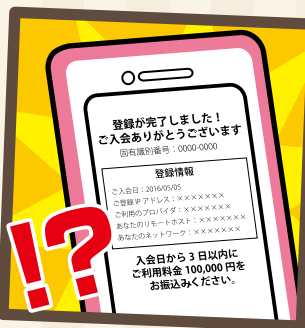
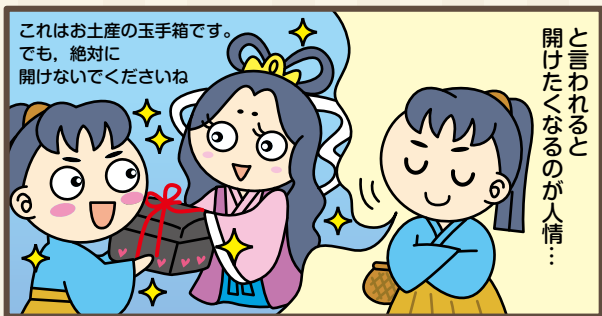
国民生活センター越境消費者センター (CCJ)

検索

Story No. 4 浦島太郎の玉手箱トラップ

竜宮城からの帰り際に乙姫から渡された玉手箱。「開けないで」と釘を刺されたにもかかわらず、浦島太郎は気になって開けてしまいました。しかも、その中にはいっそう魅力的なハニートラップが!?さらなる誘惑に負けてしまった太郎さんを待ち受けていたものは、目を疑うような文面でした。

竜宮城から帰った浦島太郎



知っ得

ワンクリックで「契約完了」は、契約の無効を主張できます。

申込みの意思がなく、単に画像や年齢確認部分をクリックしただけでは、契約は成立していません。支払請求があっても無視してください。「間違って登録した方はこちら」や「退会したい方はこちら」など、連絡先の表示があっても、連絡すると新たな個人情報を教えることとなりますので、相手にメールや電話をはいけません。

請求画面がパソコンから消えない場合は、IPA 独立行政法人情報処理推進機構のホームページを参考にしてみましょう。

IPA 独立行政法人情報処理推進機構

検索



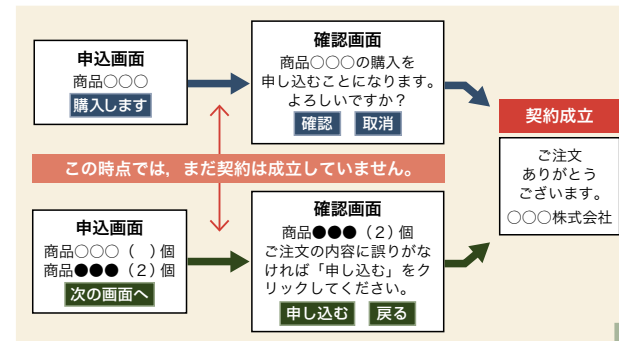
インターネットを利用した電子商取引の契約の流れとリスクを知ろう!

携帯電話やスマートフォン、パソコンなどのインターネットを利用した売買の契約（電子商取引）の流れは次のように進みます。

▼ 電子商取引画面の例

- 1 最初に料金の表示や有料であることなどの表示
- 2 再度、「購入」又は「登録（入会）」等を確認・訂正する画面を明示
- 3 上記の条件を満たした上で、契約の成立を知らせるメールなどを登録者に送信し、登録者が受信

契約成立

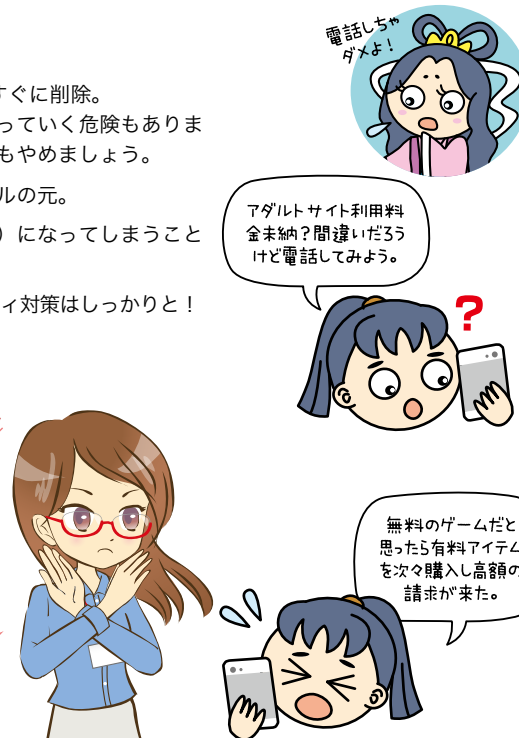


📦 [気を付けよう!]

- 知らない人の URL にはアクセスしない。すぐに削除。メールを開くことで巧妙で悪質な罠にはまっていく危険もありますので、覚えがなければメールを開くこともやめましょう。
- 出会い系サイトやアダルトサイトはトラブルの元。
- 無料に惑わされない! 途中から有料（高額）になってしまうことがあります。
- パソコンやスマートフォンなどのセキュリティ対策はしっかりと!

自分で理解できないような、
仕組みが複雑な商品やサービスには
手を出さないようにしましょう。

うっかりアクセスして
連絡してしまうと
お金や個人情報が盗まれる
危険性があるよ!



Story No.
5

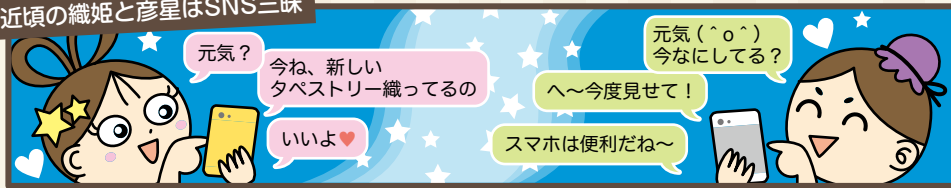
七夕の誓いに泣く——彦星撃沈

年に一度の逢瀬しか許されない織姫と彦星ですが、スマホを購入して以来、SNS で気軽に会話を楽しんでいます。

そんなある日のこと、今日は織姫の様子がちっとおかしい？会話に浮かれている彦星は気付いていません。どうやら、誰かが織姫になりすまし、彦星のカード情報を狙っているようです。

※ SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービス)

近頃の織姫と彦星はSNS三昧



ある日のこと…



[カードの特性・リスクを知って、賢く使おう]

最近のプリペイドカードは「サーバ型」と呼ばれるスタイルが増え、カード番号等だけで利用できるようになりました。大変便利なカードですが、「ギフトカードを購入して、カード番号等を教えてほしい」などと依頼する詐欺の手口が増えていきます。

カードの番号を教えることは、相手にカードを渡したのと同じ意味をもちます。



知っておきたいカードの種類と機能

現金がなくても買い物などができ大変便利ですが、お金を使った実感がなく、使い過ぎに注意しましょう。

種類	機能
プリペイドカード	事前に一定額を支払って購入し、その額の範囲内で使用できるカード。カードを持つための審査がないため誰でも簡単に持つことができる(電車やバスの乗車カード、QUOカードなど)。 《サーバ型プリペイドカード》 カード自体ではなく、プリペイドカード発行会社の管理するサーバに価値が記録される。 彦星の事例では、カードの番号を伝えたことで、カードの価値が織姫になりすました人に渡ってしまい使われてしまった。
チャージ型ICカード	事前に現金で専用入金機から入金するカード(ICOCA、Edyなど)や、後払い型のカード(PiTaPaなど)、クレジットによるオートチャージ機能を備えたカードがある。いずれも、駅の改札口や店の端末機にタッチすれば、運賃や商品代金が支払える仕組みになっている。
キャッシュカード	金融機関に口座を開いた人に発行されるカード。ATMで預貯金の預け入れ、引出しができる。デビットカード(即時払い)、クレジット、キャッシング(ローン)の機能をもつものもある。
クレジットカード	カードの加盟店で商品・サービスの代金を後払い(=借金)にすることができるカード。



▼ クレジットカードと手数料負担

1 翌月一括払い

5月購入 10,000円 ▶ 6月支払 10,000円

一般的に手数料(利息)はかからない

2 ボーナス一括払い

5月購入 10,000円 ▶ 7月(ボーナス月) 10,000円

一般的に手数料(利息)はかからない

3 分割払い

月々の支払を考慮して支払回数を選ぶ方式。手数料(利息)がかかる。回数を多くすれば、月々の支払額は少なくなるが手数料(利息)が高くなる。

3回 6回 12回 24回

4 リボルビング払い

月々の支払額を一定額、又は残高に対し一定率に決めておく方式。残高に応じた手数料(利息)がかかる。

月々 5千円 1万円 2万円

(例) 10万円の商品を購入し、翌月から支払う場合

支払方法	一括払い	分割払い 12回払い, 実質年率 11.5%	リボルビング払い 毎月1万円,実質年率 15%, 定額返済方式
支払開始後の 支払終了時期	各購入月の翌月	12箇月後	11箇月後
支払総額	100,000円	106,340円	107,456円 借入れ月日で 多少金額が異なる

※分割払いやリボルビング払いは、支払期間も長くなり、支払総額も多くなります。

知っ得

リボルビング払いは、利用回数が増えても毎月の返済額(率)は一定のため、「利用限度額いっぱい買い物をしがちになる」「支払が長期化する」「返済残高がわかりにくい」などのデメリットがあります。

自分で使い方を決めて
しっかり管理することが大切よ!



▼ クレジットカード利用の注意ポイント

- 支払える金額か、手数料がかかるか、使う前にチェック
- 請求内容に間違いはないかチェック
(覚えがない時はすぐにクレジットカード会社に連絡を)
- 期限までに支払う。(支払が遅れると延滞金が発生し、個人信用情報機関に事故情報として記録されてお金が借りられなくなることがあります。)
- 暗証番号は他人にわからないものにしましょう。
- 紛失・盗難時は警察、カード会社へ連絡しましょう。
- 他人に貸さないこと。(支払義務はカードの名義人にあります。)

マイナンバー制度が始まりました

[マイナンバーとは?]

マイナンバーとは、国民一人一人が持つ12桁の自分専用の番号のこと。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されません。

[いつマイナンバーが必要?]

平成28年1月から年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が必要となる場合があります。

[学生もアルバイト先にマイナンバーを提供するの?]

通常アルバイトの給与にかかる税金は源泉徴収(所得税等を天引き)されて会社が税金を納めています。会社ではその際に必要な源泉徴収票などの書類にマイナンバーを記載しなければならないため、学生もアルバイト先にマイナンバーを提供することが義務付けられます。

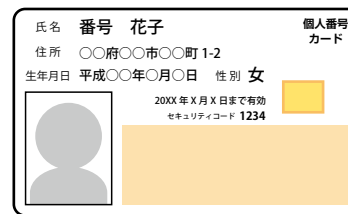
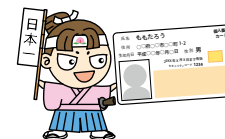
[マイナンバー取扱いの注意点]

マイナンバーの用途は限定されています。法律で認められた場合を除き、個人番号カードの裏面を本人以外がコピーすることなどは法律違反になるため、注意しましょう。

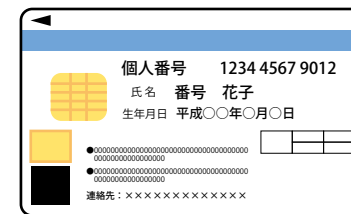
(例) レンタルビデオ店などで個人番号カードの裏面をコピーさせるなど。

また、住民票の写しを請求する場合も、個人番号の記載が不要であるにもかかわらず、個人番号の記載があるものを他人に提出することはできません。

(例) 賃貸借契約などの際に提出する住民票の写しには、個人番号記載は不要です。



(表面)



(裏面)

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

こんなトラブルにもご用心!

今まで紹介した事例はほんの一部。身の周りにはまだまだ危険が潜んでいます。ここでは、若い人が狙われやすいケースを紹介します。



手口を覚えておいてね!

1 キャッチセールス

手口

- 「簡単なアンケートに答えて」「無料モニターになりませんか」などと呼び止め、喫茶店や営業所などに誘い、高額な商品やサービスの契約をさせる販売方法です。

ポイント

- 知らない人に突然声をかけられ、安易に呼びかけに応じてついていけないようにしましょう。
- 販売目的を隠した勧誘や威圧的な勧誘は法律で禁じられています。



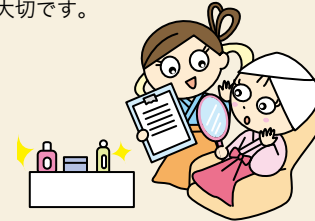
2 エステトラブル (無料商法)

手口

- 無料体験として施術を受けた後、店員から長時間勧誘され、高額な長期契約をさせる方法です。

ポイント

- エステのほかにも、語学教室やパソコン教室などでも「無料体験」後の強引な勧誘で契約を迫る業者に注意しましょう。
- 「タダほど高いものはない」という警戒心も大切です。



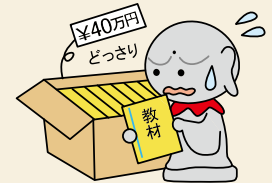
3 資格商法

手口

- 「就職活動に役立つ」などと勧誘し、高額な教材や講座の契約をさせる商法です。

ポイント

- 「受講が未終了」「資格が取得できるまで契約は終わらない」と言い、退会手数料や新たな契約をさせる二次被害も発生しています。
- 契約する意思がないのであれば、きっぱりと断りましょう。



4 賃貸契約トラブル

手口

- 高額なハウスクリーニング代やリフォーム代を請求されるなど、賃貸マンション退去時の原状回復をめぐるトラブルが多発しています。

ポイント

- 借主が負担しなければならない原状回復費用は、借主の故意・過失や通常でない使用などによる損耗を復旧するための費用です(国土交通省HP「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」参照)。



対策

- 複数の仲介業者に当たしましょう(家賃が安くても敷金礼金が高いこともあるため、情報を比較しましょう。)
- 契約時には、必ず契約条件の確認をしましょう(契約書に業者の説明どおりか、退去日の通知期限、原状回復の範囲と内容、禁止事項など)。
- 入居時には物件の状況を写真に撮っておきましょう。
- 退去時の明渡しの際には立ち合い、原状回復が必要な箇所について確認しましょう。
- 修繕費の請求を受けたら、明細書を必ず確認してから支払しましょう。

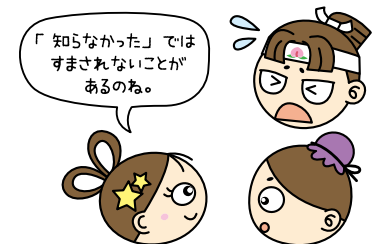
5 デート商法

手口

- 異性に対する恋愛感情を巧みに利用して、宝石、毛皮、絵画など高額な商品を契約させる商法です。

ポイント

- 知り合って間もない人が、同情を誘うような身の上話をして、お金やモノを求めてきたら疑いましょう。
- 販売目的を隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘することは法律で禁じられています。



消費者センスを磨くには……

私たちは消費者として、与えられた情報をうのみにせず、自分自身で真偽を見極める力、悪質商法によるトラブルから身を守る力、もしトラブルにあっても解決するために行動する力を身につけましょう。

[知っておきたい消費者の8つの権利と5つの責任]

確認重要項目1 消費者の権利

①生活の基本的ニーズが保障される権利



商店、学校、病院などがあり、生活に必要なものやサービスが保障される

②安全が確保される権利



危険な商品やサービスによって、危害を受けることがないように保障される

③知らされる権利



正しい表示やお店の人から正しい情報を知ることができる

④選択する権利



自分の意思で、自由に商品やサービスを選択できる

⑤意見が反映される権利



企業などに意見を申し出たとき、意見が反映されて対応策がとられる

⑥被害の救済を受けられる権利



被害を受けて相談をしたとき、苦情に適切な対応をしてもらえる

⑦消費者教育を受ける権利



被害や事故にあわないように学校や家庭、地域で学ぶ

⑧健全な環境が確保される権利



健全な生活環境の中で働き、生活をする

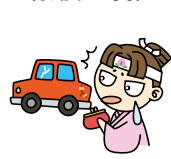
確認重要項目2 消費者の責任

①批判的意識を持つ責任



広告や口コミをうのみにせず、疑問や関心を持ちましょう

②主張し行動する責任



買った商品に問題があったら、企業や消費生活センターなどに伝えましょう

③社会的関心（特に弱者への関心）を持つ責任



自分たちが選んだものが、社会に影響を与えることを自覚しましょう

④環境への配慮をする責任



商品を選ぶとき、原料やごみを減らすことも考えてみましょう

⑤連帯する責任



一人では弱い力も、みんなで協力することで大きな力になります

悪質商法や消費者トラブルから 身を守るための5つの心得

- 1 見知らぬ人からの親しげなメールや電話・接近には要注意!
- 2 家族や自分の情報は教えない!
- 3 あまい言葉にご用心! うまい話は疑う!
- 4 必要なければ「いません」とキッパリ断る!
- 5 困ったときは一人で悩まず
消費生活総合センターに相談しよう!

会議決定事項

気を付けなっちゃ!



さらに

困ったときの相談や、調べたいときは……

京都市消費生活総合センター

検索

京都市民の消費生活情報はここから!

消費者庁

検索

消費者事故の調査、分析、情報の発信、消費者に対する注意喚起など

国民生活センター

検索

くらしの総合窓口 最新情報いろいろ!

サイバー対策情報セキュリティ広場：警視庁

検索

セキュリティ対策、サイバー犯罪事例について学ぼう!

総務省：違法・有害情報相談センター

検索

インターネット上の誹謗中傷、名誉棄損などのトラブルや削除方法などの相談窓口



あなたの行動が、社会を変える!

私たち消費者は、商品を「選ぶ」「使う」「捨てる、リサイクルする」という各場面で、社会・経済・環境へ影響を与えています。

みなさんも自らの消費行動が、自分の周りに影響を与えることを意識して、ごみやエネルギー消費量を減らすことを考える力を身につけるなど、積極的に社会とかわる消費者になるために、身近にできることから始めましょう!

[人や環境にやさしい商品を選びましょう!]

私たちは、安い商品を選びがちですが、どうしてこんなに安いのか疑問を持つことも必要です。「原材料は環境にやさしいものか」「生産や廃棄の際に大量の廃棄物が出ないか」「児童労働などの不当な搾取が行われていないか」など、安全・健康・環境や生産国の人権などに配慮した商品を選んで購入することで、人や環境に配慮した商品を増やすことができます。



フェアトレード*製品を選んで、人にやさしい企業を支援します!

フェアトレード

国際フェアトレード認証ラベル

フェアトレード認証製品に付いています。

コーヒー

チョコレート

バナナ

綿花

※開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易の仕組み」。



地産地消*は食の安全や地球温暖化防止にも貢献できるよ!

※地域で作られた食べ物などをその地域で消費すること。モノを運ぶエネルギーが少なくなくて済むので環境にも優しい消費といえます。



人や環境にやさしい企業かどうかチェック!

[よく考えて、必要以上に購入しないようにしましょう!]

「安かったから」などの理由で必要以上に買い物をして、結局無駄にしてしまわないよう、物を買うときは「本当に必要なものか」「今買わなければならないものか」を考えましょう。

[必要がないサービスは断りましょう!]

買い物袋を家から持参すれば、店から受け取る包装紙やレジ袋などが不要になり、ごみの減量にもつながります。

- ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例) なるべくごみを出さないライフスタイルの実践を!



食べ残しをせず、食品ロスを減らします!

ごみになるものが少ない商品を購入します!

エコバッグを使い、レジ袋をもらいません!

ごみは必ず分別して出すよ!

使わなくなったものは、フリーマーケットに出します!

食材の使い切り、食べきり、水キリで生ごみを減らそう!

省エネを実践!

環境や未来の子どもたちのことも考えて消費することで、持続可能な社会の実現を目指しましょう!

消費生活総合センターのごあんない

消費生活相談

☎ 256-0800

相談時間 午前9時～午後5時

暮らしの中での消費生活に関するトラブルのご相談を受け付けています。

※面談による相談も受け付けています。
※個別の相談ブースもあります。

インターネット消費生活相談

センターのホームページ上から消費生活相談を受け付けています。

京都市インターネット消費生活相談

検索

消費生活士・日・祝日電話相談

クーリング・オフ

☎ 257-9002

相談時間 午前10時～午後4時

センターが休みの土曜、日曜、祝日の緊急時に、電話による相談を受け付けています。

消費者ホットライン

イヤヤ!

☎ 188

多重債務相談

☎ 256-3160

相談時間 午前9時～午後5時

消費生活専門相談員がご事情をお伺いしたうえで、弁護士などの法律の専門家へ橋渡しします。

法律相談

☎ 256-2007 (問合せ)

受付時間 午前9時～午後5時

弁護士による法律相談を行っています。
(面談のみ)

交通事故相談

☎ 256-2140

相談時間 午前9時～午後5時

※面談による相談も受け付けています。

交通案内

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。



京都市文化市民局

消費生活総合センター

開庁日 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角
アーパネックス御池ビル 西館4階
(事務) TEL 256-1110 FAX 256-0801

京都市消費生活総合センター

検索

